

令和 8 年度農山漁村振興交付金
（地域資源活用価値創出対策）地域活性化型、農泊推進型、農福連携型
事業（全国単位 of 取組提案者向け事業を除く。）追加公募要領

第 1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。このような中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者のみならず、地元の企業等も含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る取組により、農山漁村における就業の場の確保や所得の向上等を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

新たな「食料・農業・農村基本計画」においても、地域社会を維持していくためには、農村内部の人口の維持及び農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材（農村関係人口）の拡大が重要であり、多様な人材が関わる機会の創出や農村における所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組等の推進が掲げられています。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）では、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組（以下「本事業」という。）を支援します。

振興交付金の交付を希望する場合には、この公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（以下「実施要領」という。）及び農山漁村振興交付金の配分基準について（令和 7 年 6 月 6 日付け 7 農振第 659 号農林水産省農村振興局長通知。以下「配分基準」という。）を必ず確認の上、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出願います。

公募期間：令和 8 年 6 月 15 日（月）から令和 8 年 7 月 2 日（木）まで

第 2 応募主体の要件

補助事業に応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者としします。

- 1 実施要領別記 1（地域活性化型）の第 1 の 2、別記 4（農泊推進型）の別表 1、別記 5（農福連携型）の別表 1 に掲げる事業実施主体であること。
- 2 事業実施主体又は事業実施主体を構成する法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 過去 3 年以内に、次のいずれかに該当することにより、補助事業等の交付決定の取消しを受けた、又は補助金等の返還を行った者（地方公共団体を除く。）ではないこと。

なお、過去 3 年の起算点は「交付決定の取消しを受けた場合は、交付決定取消しを受けた日」、「交付決定の取消しによらず補助金等を返還した場合は、補助金等

の返還を行った日」とする。

- (1) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他の法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合
- (2) 間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令違反した場合

第3 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、以下のとおりとします。事業の内容、事業実施主体、事業期間、選定要件、交付率及び助成額等は実施要領及び別添1～3に定めるとおりです。

事業名	事業別資料
地域活性化型 1 活動計画策定事業 [ソフト事業]	別添1
農泊推進型 1 農泊推進事業 [ソフト事業] (1) 農泊地域創出タイプ (2) 農泊地域経営強化タイプ (3) インバウンド食関連消費拡大タイプ 2 人材活用事業 [ソフト事業] (1) 研修生タイプ (2) 専門家タイプ 3 農家民宿転換促進費 [ソフト事業] 4 市町村・中核法人実施型 [ハード事業] 5 農家民泊経営者等実施型 [ハード事業]	別添2
農福連携型 1 農福連携支援事業 [ソフト事業] (1) 農福連携の取組 (2) 地域協議会の設立及び体制整備 2 整備事業 [ハード事業]	別添3

第4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

- (1) 配分基準第2の1に規定する農山漁村振興推進計画（案）（以下「別紙様式1号」という。）
- (2) 令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添1～3の別添様式）

「令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や

必要事項を記入してください。

(3) 別紙様式 1 号及び提案書に添付する資料

別紙様式 1 号及び提案書には、別添 1 ～ 3 に掲げる資料を添付してください。

2 別紙様式 1 号における成果目標の設定

配分基準第 2 の 1 を確認のうえ、同通知の別表 1 から事業ごとの成果目標を最大 2 項目選択し、別紙様式 1 号の I 及び II（達成すべき成果目標の具体的な内容、現況値及びポイント）に記載してください。

(1) 地域活性化型

成果目標種別 A 1、A 2 及び A 3 から最大 2 項目を選択し、目標値・現況値を記載してください。なお、成果目標種別 A 1 の選択は必須とします。

(2) 農泊推進型

成果目標種別 D 1 及び D 2 を選択し、目標値・現況値を記載してください。

(3) 農福連携型

成果目標種別 E 1 及び E 2 を選択し、目標値・現況値を記載してください。

3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、以下のとおり目標を設定してください。

(1) 地域活性化型

事業名及び事業内容	目標	目標項目（単位）
1 活動計画策定事業	都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標	交流人口（人）
	都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標	移住者数又は移住希望者数（人）
	農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標	定住人口の維持・増加数（事業実施地域における社会増減率（％）等の数値目標を定めること。）
	地域資源を活用した新たな付加価値創出の取組に係る数値目標	地域資源を活用した新たな付加価値創出の取組の増加数（取組数）
	情報発信等による普及啓発に係る数値目標	SNS や HP の閲覧者数（人）等の数値目標を定めること。

(2) 農泊推進型

事業名及び事業内容	目標	数値目標（単位）
1 農泊推進事業 2 人材活用事業 3 農家民宿転換促進費 4 市町村・中核法人実施型 5 農家民泊経営者等実施型	付加価値額の維持・増加	事業実施主体構成員の宿泊等の売上額（円） うち、数値目標の算定対象として位置付ける構成員のインバウンド食関連売上額（円）※ ¹ 引き上げる観光コンテンツの料金単価（円）※ ² ※1 インバウンド食関連消費拡大タイプのみ ※2 農泊地域経営強化タイプのみ
	農村関係人口の拡大・創出	事業実施主体構成員の年間延べ宿泊者数（人泊）

(3) 農福連携型

事業名及び事業内容	目標	指標（単位）
1 農福連携支援事業 (1) 農福連携の取組	障害者等の雇用・就労の拡大、売上高の増加、交流人口の増加等	障害者等雇用者数（人） 障害者等就労者数（人） ※事業内容がユニバーサル農園の開設に係るもののみである場合は「雇用者数又は就労者数」を「当該農園以外での雇用又は就労に至る者の人数」と読み替え 売上高（円） 交流人口（人）
(2) 地域協議会の設立及び体制整備	農福連携の取組拡大等	農福連携の取組主体数（主体） 農福連携の新規取組主体数（主体） 交流人口（人）
2 整備事業 (1) 農福連携の取組を行う農林水産物生産施設及びその附帯施設	障害者等の雇用・就労の拡大、売上高の増加、交流人口の増加等	障害者等雇用者数（人） 障害者等就労者数（人） 売上高（円） 交流人口（人）
(2) 農福連携の取組を行う農林水産物生産施設で生産されたものの加工・販売施設（6次産業化）	上記と同じ	障害者等雇用者数（人） 障害者等就労者数（人） 売上高（円） 交流人口（人） 農林水産物加工割合（%）

4 提案書類の提出方法等

(1) 提出方法

第4の1に掲げる書類（以下「提案書類」という。）は、第8に記載する書類提出先への電子メール、郵送、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）又は農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）で提出してください。

電子メール又は eMAFF で申請する場合は、資料の添付漏れに御注意ください。資料の添付漏れが要件不備事由に該当する場合があります。

郵送の場合は、簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参でも可能としますが、FAX による提出は受け付けません。

特に、電子メールで提案書類を提出する場合は下記に留意してください。

ア 送信メールの件名を「〇〇型・提案者名・〇〇局〇〇課宛て・〇／〇」としてください。

イ メール本文には件名、提案者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

ウ メールの容量は本文を含め7MB です。

エ 7MB を超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。圧縮ファイルは使用しないでください。

オ 添付ファイルの形式及びファイル名について

PDF ファイルの電子データ形式で提出してください。ファイル名は「提出書類名・提案者名・〇／〇」としてください。

例1：設立趣意書・〇〇協議会・1／1

例2：提案者の活動内容の概要が分かる資料・〇〇協議会・1／3

例3：「デジ活」中山間地域として登録されている地域における取組が確認できる資料・〇〇協議会・1／2

カ メール受信後、翌営業日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信した旨のメールが届かない場合には、第8の「問合せ先及び書類提出先」へ連絡してください。（提出期限日においては17時直前にメールを送付しないようにしてください。メールの到達が17時以降の場合は受理できません。）

(2) 提出期限

令和8年7月2日（木）17時まで（必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書類において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合や提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者1者につき1点に限ります。

ウ 提案書類の提出部数は1部です（提出いただく提案書類は、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留めしてください。電子メール又は eMAFF による電子申請の場合は

A4サイズで提出してください。)

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用しません。ただし、提案者の開示意向を確認できた場合は、関係する都道府県及び府省庁へ提案書類を開示する場合があります。

カ 提出された提案書類の内容について、問合せする場合があります。

第5 説明会の開催

公募に係るオンライン説明会を以下のとおり開催します。参加を希望される場合は、農林水産省公募HP又は各地方農政局等公募HPの申込フォームに必要事項を記入のうえお申込みください。なお、当該説明会への出席については、応募に当たっての必須要件とはしません。

申込先	日 時
【農林水産省公募HP】又は 【各地方農政局等公募HP】	1 地域活性化型 <u>令和8年6月23日（火）14:00～14:30</u>
	2 農泊推進型 <u>令和8年6月23日（火）14:40～15:20</u>
	3 農福連携型 <u>令和8年6月23日（火）15:30～16:10</u>

第6 提案書類の選定等

1 選定方法

(1) 採択する提案書類の特定は、配分基準に基づき行います。

(2) 配分基準別表2において、基準点を満たさない提案書類等は採択しません。

なお、別表2における基準点は非公表とします。

2 選定結果の通知等

事業承認者は上記1を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

選定の通知は、交付候補者となったこととお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります。

なお、審査結果の公表及び通知は、ソフト事業のみを実施する地域とソフト事業とハード事業を併せ行う地域（ハード事業のみを実施する地域を含む。）を分けて行います。

ハード事業を実施する地域は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、ソフト事業のみを実施する地域より公表及び通知が二月程度後になると見

込んでいます。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （1）交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- （2）振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （3）交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、交付候補者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守していただく必要があります。

また、事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守していただく必要があります。

- （1）本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- （2）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （3）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相

当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- (4) 本事業の実施期間中及び終了後5年間において、交付候補者及び当該交付候補者から本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び終了後5年間において、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いします。

なお、事業終了後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領別記1（地域活性化型）の第5、別記4（農泊推進型）の第10、別記5（農福連携型）の第10に定めているほか、令和7年度事業の評価について定め

た「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和５年４月１日付け４農振第 3553 号農村計画課長・都市農村交流課長通知）を御確認ください。

８ 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがあります。

また、本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第８ 問合せ先及び書類提出先

問合せは、以下の連絡先までお願いします。なお、担当者の勤務状況により、即時に対応できない場合があります。問合せ内容によって公平性の観点からお答えできないこともありますので、あらかじめ御了承願います。

（問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ）

事業実施地域	問合せ先及び書類提出先
北海道 [担当：農林水産省本省]	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1 TEL：03－3502－8181 （地域活性化型：内線5451、農泊推進型：内線5447、 農福連携型：内線5448） 電子メール： koryu_koubo_01@maff.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 [担当：東北農政局]	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3－3－1 TEL：022－263－1111（内線4444、4065） 電子メール： tohoku_kouryu@maff.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 [担当：関東農政局]	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2－1 TEL：048－600－0600（内線3405、3414） 電子メール： shinkokoubo_kanto@maff.go.jp
新潟県、富山県、石川県、福井県 [担当：北陸農政局]	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2－2－60 TEL：076－263－2161（内線3482、3483） 電子メール： hokuriku_suishinkakari@maff.go.jp
岐阜県、愛知県、三重県 [担当：東海農政局]	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 2－6－2 TEL：052－223－4630（都市農村交流課直通） 電子メール： R8koubo_tokai@maff.go.jp
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 [担当：近畿農政局]	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075－414－9065（地域活性化型：内線2594、農泊推進型：内線2596、2592、農福連携型：内線2591） 電子メール： kinki_koubo@maff.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 [担当：中国四国農政局]	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1－4－1 TEL：086－224－4511 （地域活性化型：内線2514、農泊推進型：内線2524、2526、農福連携型：内線2158） 電子メール：toshinouson_chushi@maff.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 [担当：九州農政局]	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2－10－1 TEL：096－211－9111（内線4633、4627） 電子メール：kyushu_kouryu_koubo@maff.go.jp
沖縄県 [担当：内閣府沖縄総合事務局]	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2－1－1 TEL：098－866－0031（内線83326、83336） 電子メール：nousan_koubo.s7c@ogb.cao.go.jp